

## しみんぜい 市民税について

### ぜいきん しゅるい 【税金の種類】

にほん くに けん しちょうそん で き にほん ぜいきん こくぜい ぜいむしょ はら ぜいきん  
日本は、「国」、「県」、「市町村」で出来ています。そのため、日本の税金には、「国税（税務署に払う税金）」、  
けんぜい けんぜいじむしょ じどうしゃぜいじむしょ はら ぜいきん しちょうそんぜい しちょうそん はら ぜいきん  
「県税（県税事務所・自動車税事務所に払う税金）」、「市町村税（市町村に払う税金）」があります。

### しみんぜい けんみんぜい しぜい けんぜい 【市民税・県民税（市税・県税）について】

しみんぜい けんみんぜい まえ とし がつ にち がつ にち ねんかん はたら え しょとく ぜいきん  
市民税・県民税は、前の年の1月1日から12月31日までの1年間に働いて得た所得にかかる税金  
ことし がつ にち おおたし す ばあい しみんぜい しちょうそんぜい けんみんぜい けんぜい あ おおたし  
です。今年の1月1日に太田市に住んでいる場合、市民税（市町村税）と県民税（県税）を合わせて太田市  
はら  
に払います。

### ぜいきん はら ほうほう 【税金を払う方法について】

こじん しみんぜい けんみんぜい はら ほうほう  
個人の市民税・県民税を払う方法は、2つあります。

くわ ぜいきん はら かた し ぜいきん のうふほうほう ページ み  
詳しい税金の払いは、「市の税金の納付方法」のページを見てください。

#### とくべつちようしゅう (1) 特別徴収

##### きゅうよ とくべつちようしゅう ア 給与からの特別徴収

かいしゃ きゅうりょう ひと たいしょう かいしゃ まいつき きゅうりょう ぜいがく さ ひ  
会社から給料をもらっている人が対象です。会社があなたの毎月の給料から税額を差し引  
おおたし はら ほうほう がつ よくとし がつ かげつかん はら  
いて太田市に払う方法です。6月から翌年5月までの12ヶ月間で払います。

##### こうてきねんきん とくべつちようしゅう イ 公的年金からの特別徴収

さいいじょう ひと たいしょう こうてきねんきんしはらいしゃ こうてきねんきん ぜいがく さ ひ おおた  
65歳以上の人が対象です。公的年金支払者が、あなたの公的年金から税額を差し引いて太田  
し はら ほうほう がつ がつ がつ がつ がつ よくとし がつ かい わ はら  
市に払う方法です。4月・6月・8月・10月・12月、翌年2月の6回に分けて払います。

(2) ふつうちょうしゅう  
普通徴収

とくべつちょうしゅう ひと たいしょう のうぜいつうちしょ とど ふとう なか はい のうふしょ  
特別徴収ではない人が対象です。納税通知書が届いたら、封筒の中に入っている納付書であな  
じしん はら がつ がつ がつ よくとし がつ かい のうきげん はら きげん  
た自身が払います。6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期限（払わないといけない期限）があり  
ます。口座登録をした人は納期限と同じタイミングで引き落とされます。

しみんぜい けんみんぜいしんこくしょ ていしゅつ ひと  
【市民税・県民税申告書を提出しなければならない人】

かいしゃ ねんまつちょうせい ほか しょとく ひと しょとくぜい こくぜい かくていしんこく ひと こうてきねんきん  
会社で年末調整をしていて他に所得がない人、所得税（国税）の確定申告をする人、公的年金などの  
しょとく かくしゅしょとくこうじょかく へんこう ひと しみんぜい けんみんぜいしんこくしょ ていしゅつ ひつよう  
所得のみで各種所得控除額に変更がない人は、「市民税・県民税申告書」を提出する必要はありません。  
いがい ひと まいとし がつ にち す しょうそん しみんぜい けんみんぜいしんこくしょ ていしゅつ  
それ以外の人は、毎年1月1日に住んでいる市町村へ「市民税・県民税申告書」を提出してください。

しがい こくが てんしゅつ ばあい  
【市外・国外へ転出する場合】

ねん とちゅう おおたしがい てんしゅつ のこ しみんぜい けんみんぜい おおたし はら ひつよう こくが  
年の途中で太田市外へ転出しても、残っている市民税・県民税を太田市に払う必要があります。国外へ  
てんしゅつ ばあい か ぜいきん し う と ぜいきん はら のうぜいかんりにん き  
転出する場合は、あなたの代わりに税金のお知らせを受け取り、税金を払う「納税管理人」を決めてくださ  
き しみんぜいか のうぜいかんりにんしんこくしょ ていしゅつ  
い。決まったら、市民税課に「納税管理人申告書」を提出してください。

しんこく といあわ きき  
【申告などについての問合せ先】

しょとくぜい こくぜい かくていしんこく  
(1) 所得税（国税）の確定申告について

たてばやしぜいむしょ  
館林税務署 TEL 0276-72-4373

たてばやししなまち  
〒374-8686 館林市仲町11-12

しみんぜい けんみんぜい しんこく  
(2) 市民税・県民税の申告について

おおたしやくしょ しみんぜいか かい ばんまどぐち  
(3) 太田市役所 市民税課（2階22番窓口）

TEL 0276-47-1931、0276-47-1932、0276-47-1818

おおたしはまちょう  
〒373-8718 太田市浜町2-35